

閣議議事録法案について

国会会議録〈抜粋〉

平成 25 年 10 月 18 日（金） 参・本会議 （公）山口那津男君

○山口那津男君 内閣の最高かつ最終的な意思決定の場である閣議や、これに準ずる閣僚懇談会につきましては、その内容を記録し、利用を確保することが公文書管理制度の目的に照らし重要であることから、閣議や閣僚懇談会の議事録の作成を義務付けるとともに、三十年の保存期間が満了した後は、国立公文書館の設置する公文書館に移管し、一般の利用に供することができることを内容とする公文書管理法の改正案を早急に成立させることが重要であると考えます。総理の所見を伺います。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 閣議の議事録を作成し一定期間経過後に公開するための公文書管理法改正法案については、明治以来、議事録を作成してこなかった我が国の閣議の在り方ともかかわる問題であるため、政府部内で必要な調整、検討を行った上で提出することとしたいと考えています。